

成田市消防本部開発行為等指導要領

令和 8 年 4 月 10 日

成 消 警 第 8 2 号

(目的)

第 1 条 この要領は、本市における開発行為等の指導に関し、消防の任務を全うするために必要な消防施設の整備基準を定めるとともにその履行を指導し、円滑な消防活動に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は成田市開発行為等指導要綱(昭和 49 年 3 月 29 日告示第 17 号)第 2 条に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消防水利とは、消防水利の基準(昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号)第 3 条を満たす消火栓及び防火水槽をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 成田市消防本部、水道事業者及び事業者以外の者が所管するもの

イ 事業区域から公道による最短経路の長さが 200m を超えるもの

ウ 事業区域から公道による最短経路上を鉄道又は片側 2 車線以上の道路が横断するもの

(2) 消防水利の有効範囲とは、消防水利を中心とする円に包含される部分とし、その半径は消防水利の基準第 4 条別表に基づく。

(3) 消防対象物とは、事業区域に造られるもので消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 2 条第 3 項に該当するものすべてをいい、その区分は次に掲げるものとする。

ア 特定用途

(ア) 消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に規定する特定防火対象物

(イ) 専ら居住の用に供するもの

イ 非特定用途

特定用途以外のすべての消防対象物をいう。

(4) 消防活動用空地とは、消火、救助等に必要とする常時使用可能な消防活動専用の用地をいう。

(5) 架梯消防対象物とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 地上 4 階建以上の建築物

イ 高さ 10 メートル(塔屋部分を除く)を超える建築物

(6) 非常用進入口等とは、次に掲げる消防活動上有効な進入部分をいう。

ア 建築基準法施行令(昭和 25 年政令 338 号)第 126 条の 6

イ 連続式バルコニー

ウ 共通廊下

(消防水利)

第3条 消防水利は、消防水利の基準第4条を満たすように設置すること。なお、事業による設置基準は次のとおりとする。

(1) 特定用途消防対象物の開発行為等

ア 事業面積 3,000 平方メートル以上又は総延床面積 2,100 平方メートル以上

1 基以上の防火水槽を設置し、事業区域のすべてが消防水利の有効範囲に包含されかつ包含に係る消防水利のうち、事業面積を 3,000 で除した商の数以上が防火水槽でなければならない。

イ 事業面積 2,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満又は延床面積 1,400 平方メートル以上 2,100 平方メートル未満

必要数以上の消防水利を設置し、事業区域のすべてが有効水利の有効範囲に包含されかつ事業区域の包含に係る消防水利のうち 1 以上が防火水槽でなければならない。

(2) 非特定用途消防対象物の開発行為等

ア 事業面積又は延床面積が 6,000 平方メートル以上

1 基以上の防火水槽を設置し、事業区域のすべてが消防水利の有効範囲に包含されかつ包含に係る消防水利のうち、事業面積を 6,000 で除した商の数以上が防火水槽でなければならない。

イ 事業面積又は延床面積が 3,000 平方メートル以上 6,000 平方メートル未満

必要数以上の消防水利を設置し、事業区域のすべてが有効水利の有効範囲に包含されかつ事業区域の包含に係る消防水利のうち 1 以上が防火水槽でなければならない。

2 消防水利の設置場所は次に掲げる場所とする。

(1) 防火水槽の設置場所

防火水槽は次に掲げるもののすべてを満たす場所に設置すること。

ア 事業区域内かつ道路以外の場所

イ 公道又は附属される道路等に面した場所

ウ 消防活動上有効な場所

(2) 消火栓の設置場所

消火栓は次に掲げるもののすべてを満たす場所に設置すること。

ア 事業区域内及び事業区域に接する道路又は歩道

イ 公道又は附属される道路

ウ 消防活動上有効な場所

3 消防水利の構造は次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 防火水槽の構造

ア 成田市消防本部の設置するものに準ずる。

イ 必要に応じて地上式採水口を別途設けること。

ウ 容量は成田市消防本部が指定する。

(2) 消火栓の構造

ア 事業区域へ給水を行う水道事業者の設置するものに準ずる。

イ 必要に応じて地上式消火栓とすること。

ウ 口径は成田市消防本部が指定する。

- 4 設置した消防水利については、成田市消防長と事業者の間で当該水利を指定消防水利とする協定を締結するものとする。

(消防活動用空地)

第4条 架梯消防対象物には、成田市消防本部消防活動用空地設置基準（令和8年4月10日 成消警第89号）に掲げる要件を満たすように消防活動用空地を設置しなければならない。

2 事前協議の際は、次に挙げる図面を添付すること。

(1) 消防活動用空地から非常用進入口等までの水平投影図及び断面図

(2) 事業区域に接する道路から消防活動用空地までの進入路に、基準となる梯子車の軌跡を示した図

第5条 基準の特例

消防対象物の形態及び消防施設等の状況により、消防長が認める場合はこの基準によらないことができるものとする。

(完了検査)

第6条 事業に係る工事が完了したとき、事業主は別記様式により届出を行い、完了検査により協議結果と相違なく施工されていることが確認されなければならない。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施工する。

この要領は令和8年4月10日から施行する。

令和 年 月 日

(あて先) 成田市消防長

事業主 住 所
氏 名
連絡先

成田市消防本部開発行為等指導要領に基づき、協議のとおり施工が完了しましたので下記のとおり届出いたします。

記

1 所在地

2 消防施設

消火栓防火水槽消防活動用空地

3 添付書類

消火栓	防火水槽	消防活動用空地
現場案内図 位置図 設計図 管網図 流量試験結果	現場案内図 位置図 設計図 認定証 製品カタログ 漏水試験結果 工事写真	現場案内図 位置図 進入軌跡図 空地平面図 架梯断面図

4 進入方法

以上